

# 〇〇〇 届け出のしかた 〇〇〇

## 必要書類

- 第三者行為による傷病等原因届出書(中面の書類) ○保険証 ○印鑑
- 被害者の個人番号カード、又は個人番号のわかる書類と本人確認書類(運転免許証やパスポート等)など ※国民健康保険法施行規則第32条6の規定による。



①必要書類の届出前に、お住まいの市町村の国保・後期高齢者医療又は医師国保組合の担当窓口へご連絡ください。(連絡先は、中面をご覧ください。)

②ご連絡後、担当窓口を訪ねていただき必要書類を提出してください。

③提出いただいた書類を基に、保険者の担当者又は国保連合会が、加害者や加害者が加入する損害保険会社などと連絡を取り、治療費(患者負担額<sup>注3</sup>)を除く)の請求などの交渉を行います。

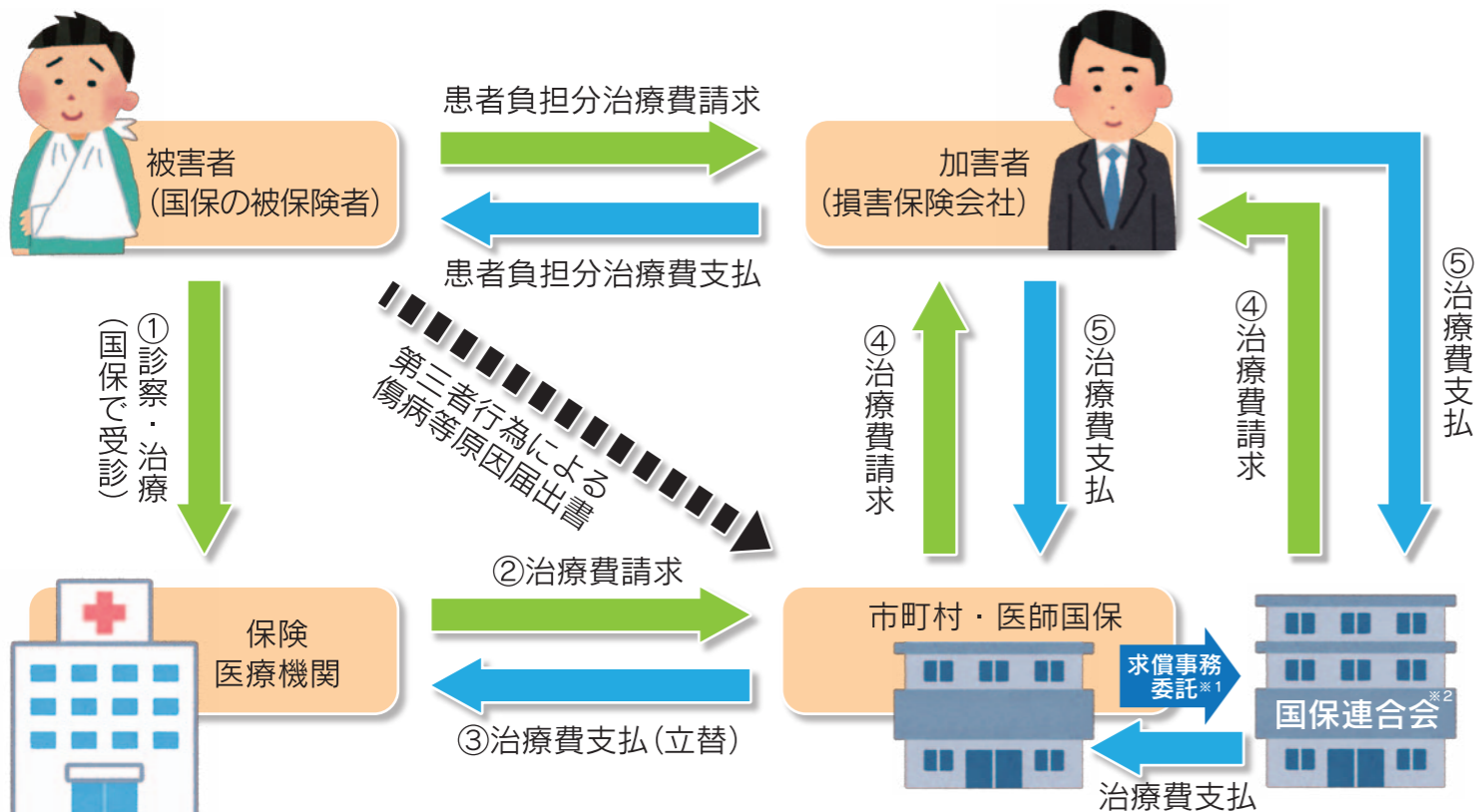
④なぜ、届出が必要なのか?

届出がされないと、本来加害者が負担する分を保険者が負担することになります。届出が遅れた場合も同様で、いずれの場合も国保又は後期高齢者医療の負担が増え、加入者の保険料(料)の負担増加にもつながってしまいます。

第三者行為に該当する場合は必ず「第三者行為による傷病等原因届出書」を提出してください。

⑤主な流れ(図は国保の保険証を使った場合を示しています。後期高齢者医療も同様の扱いです。)

### 国保を使って治療を受けるときの流れ



※1: 国保法第64条第3項及び高確保法第58条3項による委託  
 ※2: 国保法第83条第3項に基づき設立された団体

交通事故などによって治療を受けられる方へ

**第三者行為<sup>(注1)</sup>によるケガの治療で国保又は後期高齢者医療の保険証を使用した場合、「第三者行為による傷病等原因届出書」を保険者<sup>(注2)</sup>へ提出することが義務付けられています。**



交通事故など第三者の行為によって受けたケガは、国保又は後期高齢者医療を使って治療を受けることができます。

ただし、**治療費は加害者が全額負担(保険者7割又は8割+患者3割又は2割)することが原則**です。保険者が一時的に立て替えた治療費(患者負担額<sup>注3</sup>)を除く)は、あとで加害者へ請求することになります。

- ※注1 第三者行為とは、交通事故など他人の行為によって受けたケガのことをいいます。
- ※注2 保険者とは、市町村・医師国保組合又は後期高齢者医療広域連合のことです。
- ※注3 患者負担額とは、病院の窓口で患者が一時的に立て替えた治療費(3割又は2割)のことです。

## 「第三者行為による傷病等原因届出書」の提出が必要なときはこんなときです。

### 交通事故にあった



### 他人の飼い犬(動物等)にかまれた



### けんか等の傷害事件に巻き込まれた



ただし、こんなときは、

- 仕事や通勤中の事故**  
→ 労災保険の対象となります。
- 飲酒運転や無免許運転などの不法行為**  
→ 国保又は後期高齢者医療が使えないことがあります。
- 示談は慎重に!**  
→ 被害者・保険者が一時的に立て替えた治療費の請求が第三者に対してできなくなる可能性があります。

※詳しくは、市町村の国保・後期高齢者医療又は医師国保組合の担当窓口へ